

第10回協議会が平成15年7月7日に開催されました。前回の協議会で提案された「協議会で協議を行うもの10項目」「協議会に報告し承認を受けるもの1項目」合計11項目が協議され、原案どおり承認されました。

これにより、協議会で承認された調整案は1,836項目となりました。

そして、次回協議会に向けて、「協議会で協議を行うもの39項目」「協議会に報告し承認を受けるもの13項目」合計52項目が提案されました。

第10回協議会の承認項目はこちら  
皆さんに関係の深い10項目の調整案をお知らせします。

その7

## 総務関係

1	市町村章	4市町村とも制定しています。 新市の名称、制作にかかる経費・時間を考慮しながら、合併後、制定します。
2	市町村歌	佐久市が制定しています。(3町村は愛唱歌として親しまれています) 新市の名称、制作にかかる経費・時間を考慮しながら現在の市歌を含めて検討し、合併後、制定します。 愛唱歌は地域の歌として存続します。 ・佐久市「佐久・わが市(まち)」 ・浅科村「あさしなドドンと音頭」「あさしなミナコイ賛歌」 ・臼田町「星のふるさと」「臼田小唄」 ・御代田町「御代田町音頭」「御代田我がふるさと」
3	市町村法人会支部補助金	佐久市・臼田町・御代田町で実施していますが、補助金額に違いがあります。 合併時、補助金交付基準の統一を図ります。
4	青色申告会補助金	4市町村で補助金額に違いがあります。合併時、補助金交付基準の統一を図ります。
5	たばこ小売店組合補助金	4市町村で助成方法・補助金額に違いがあります。 合併時、助成方法は補助金とし、補助金交付基準の統一を図ります。
6	佐久納税貯蓄組合連合会補助金	4市町村で補助金額に違いがあります。合併時、補助金交付基準の統一を図ります。

## 保健福祉関係

7	障害者介護用品給付事業	臼田町・浅科村・御代田町で実施していますが、給付方法・給付金額に違いがあります。 合併時、基準を統一して実施します。 概要 市内に住所を有する市町村住民税非課税世帯に属する者で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している65才未満の者を在宅で介護している家族に対し、介護用品を支給する 給付品：紙おむつ・尿取りパット・防水シーツ等の介護用品 【軽度(要支援・要介護1程度)】月額1,000円相当の介護用品 【中度(要介護2・3程度)】月額3,500円相当の介護用品 【重度(要介護4・5程度)】月額6,250円相当の介護用品
8	独居老人等給食サービス事業	佐久市・臼田町で実施(御代田町は社会福祉協議会で実施)していますが、実施内容に違いがあります。 合併時、新市社会福祉協議会への補助事業として実施します。
9	高齢者等家庭介護者入浴券交付事業	浅科村が実施しています。介護の慰労を目的とした入浴券の交付ではなく、家庭介護者支援・交流事業等の各種介護者支援事業を充実するため、合併時、廃止します。

## 教育関係

10	奨学資金貸付事業	4市町村で実施方法に違いがあります。 合併時、佐久市の例により実施します。 但し、貸付額・償還期間は新たな基準を定めます。	貸与額(月額)	
		概要 就学の意志と能力がありながら経済的理由により就学が困難な者に奨学資金を貸与する 対象者 学校教育法第1条の規定による高等学校、大学、高等専門学校(通信制及び通信教育を除く)に在学する者 償還免除 奨学生であった者が死亡したとき 特別の事由があると市長が認めたとき	国公立	私立
		高校生	10,000	15,000
		短大生	30,000	40,000
		大学生	30,000	40,000
		高専生	15,000	

皆さんのご意見をお寄せください

佐久市・臼田町・浅科村・御代田町  
任意合併協議会事務局 (佐久市役所3F)

〒385-8501 長野県佐久市大字中込3056

TEL 0267-62-2111(内線366)/FAX 0267-62-7862

Eメール gappei@city.saku.nagano.jp

ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>